

2016 January

1

No.791

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

謹賀新年

■佐賀県 有明海

今月の記事

● 日本年金機構

・新成人のみなさま 国民年金のお知らせ 2~3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

・退職後の健康保険についてのご案内 4~5

● 佐賀県社会保険協会

・講習会のご案内「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」 6

・健康保険と年金に関する主な書類の提出先 7

・年金相談窓口開設カレンダー 8

・一般的な年金相談に関するお問い合わせ先 8

職場内で回覧しましょう

あけましておめでとうございます

日本年金機構は、発足以来、年金記録問題の早期解決及びお客様一人ひとりの期待に応えられるサービス機関としての充実を目指して、日々、業務の運営に努めてまいりました。

私たちは、お客様の目線で考え、お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供することをお約束するとともに、身近で信頼される年金事務所であるよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。



日本年金機構 佐賀年金事務所長
日本年金機構 唐津年金事務所長
日本年金機構 武雄年金事務所長

新成人のみなさま おめでとうございます

20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。

国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ①老後を支えます 老齢基礎年金
 - ②けがや病気で障害が残ったときに支えます 障害基礎年金
 - ③加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます 遺族基礎年金
- 保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

年金受給者の皆様へ

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、年金事務所又は『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL 0954-23-0121

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。



● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

平成27年中に国民年金を納付された皆様へ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、**本年の2月上旬**に同様の証明書が送付されます。

確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

退職後の健康保険についてのご案内



退職後の健康保険にはどのようなものがあるの？

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者として加入)」の3つの健康保険から選択することになります。

保険料の金額等を比較検討され、加入手続きをしてください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きを行うこと 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	扶養の条件を満たしている必要がありますので、 ご家族の勤務先 にお問い合わせください。
保険料	$\text{退職時の標準報酬月額(上限28万円)} \times \text{お住まいの都道府県支部の保険料率}$ <p>目安としては、退職時の健康保険料の2倍の額となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。 保険料の減免制度があります。 お住まいの市区町村役場で保険料が異なります。 保険料は、毎年度、変更になります。 	被扶養者としての保険料負担はありません。
加入期間	加入できる期間は 2年 です。	※健康保険組合に加入している方の任意継続保険については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。	



任意継続に加入したい場合の手続きはどうしたらいいのかな？

退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土、日、祝日など協会の休業日にあたる場合は翌営業日)に、お住まいの協会けんぽ都道府県支部に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご提出してください。郵送による受付を行っていますので、**退職の翌日から20日以内に必着**するようにお送りください。ご退職前と同様、被扶養者としての条件を満たせば、ご家族の方も扶養に入ることができます。

提出書類

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

申請書は当支部のホームページから印刷可能です。

添付書類

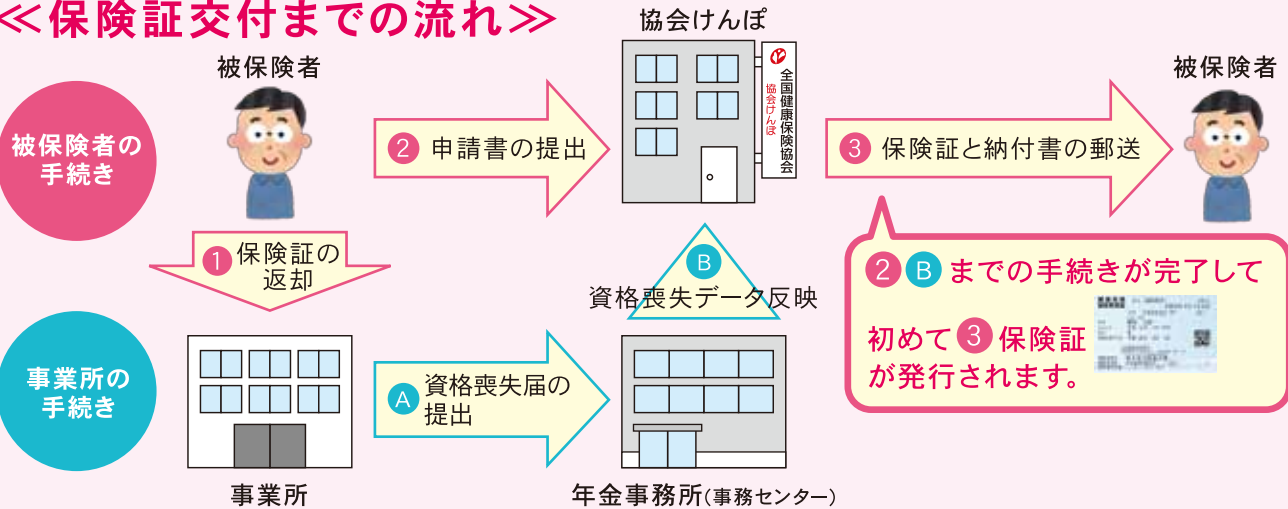
- 退職者本人のみの加入の場合・・・添付書類は不要です。
- ご家族も被扶養者として加入手続きする場合…
収入が確認できる書類の添付が必要な場合があります。
申請書をご覧ください。協会けんぽへお問い合わせください。





任意継続の加入手続きはしたけど、保険証はいつ頃届くの？

＜＜保険証交付までの流れ＞＞



事業所ご担当者様へのお願い

任意継続の保険証は、年金事務所(事務センター)での被保険者資格喪失処理が完了した翌営業日に発行が可能となるため、以下の点についてご協力をお願いします。

- 従業員様の退職後、速やかに保険証を回収してください。
- 被保険者資格喪失届を早急に、年金事務所(事務センター)に提出してください。

平成28年度

『生活習慣病予防健診』&『特定健康診査』のご案内

生活習慣病予防健診について (35歳から74歳までの被保険者様)

平成28年度の生活習慣病予防健診のお申込みは、手書き用の申込書の場合、

平成28年3月1日(火)より受付可能です。

- ※ 従来より送付している対象者名を印字した申込書は、例年と同様、3月下旬に順次事業主様へお送りします。
- ※ 平成28年度健診の予約受付時期は、健診機関により異なります。お申込みをするにあたっては健診機関にご確認ください。
- ※ インターネットサービスによるお申込みは、現在休止中となっております。



特定健康診査について (40歳から74歳までの被扶養者様)

健診のご案内(受診券)を**4月初旬**に**被保険者様のご住所へ**直接お送りします。

- ※ 送付先の住所は、協会けんぽに登録されている被保険者様の住所となります。
- ※ 当協会に登録されている住所が、旧住所等の理由により、郵送できなかった場合は、事業主様宛に送付することになります。被保険者様等を通じて、被扶養者様のお手元に届くようご協力をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





従業員の皆様へ シニア層にお得情報満載 講習会のご案内

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地区	日時	会場
武雄会場	平成28年 1月 31日(日)	武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	平成28年 2月 7日(日)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	平成28年 2月 21日(日)	唐津市民会館(唐津市西城内6-33)
佐賀会場	平成28年 2月 28日(日)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 **9:10**受付 ▶ **9:30**開始 ▶ **11:50**終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 **事業所にお勤めの従業員の方**

● 参加料 **会員事業所は無料**(平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、
FAXまたは**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

日曜日の
特別講習会
です!



ご参加の方は
下記申込書で

〈キリトリ線〉

社会保険講習会 参加申込書

整理番号		☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	(武雄 ・ 鳥栖 ・ 唐津 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒	事業所電話番号 () -
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

健康保険と年金に関する主な書類の提出先

協会けんぽ

健康保険の給付や健康保険証の発行・再交付、任意継続、健診等に関する手続き

- 健康保険給付に関すること
 - ・療養費支給申請書
 - ・**高額療養費**支給申請書
 - ・**限度額適用認定**申請書
 - ・**傷病手当金**支給申請書
 - ・**出産手当金**支給申請書
 - ・**出産育児一時金**支給申請書
 - ・埋葬料支給申請書
 - ・第三者等の行為による傷病(事故)届 等
- 健康保険証の発行・再交付に関すること
 - ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
 - ※資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。
- 健康保険の任意継続に関すること
 - ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- 健診に関すること
 - ・生活習慣病予防健診申込書
 - ・特定健康診査受診券申請書 等

日本年金機構

健康保険・厚生年金への加入や事業所の保険料の納付等に関する手続き

- 事業所に関すること
 - ・新規適用届
 - ・適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 等
- 被保険者の採用・退職に関すること
 - ・被保険者**資格取得**届
 - ・被保険者**資格喪失**届 等
- 被扶養者の認定・解除に関すること
 - ・健康保険**被扶養者(異動)**届 等
- 被保険者の氏名・住所等の変更に関すること
 - ・被保険者氏名変更(訂正)届
 - ・被保険者**住所変更**届 等
- 被保険者の給与・賞与に関すること
 - ・被保険者報酬月額**算定基礎**届
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届 等
- 被保険者の出産・育児等に関すること
 - ・産前産後休業取得者申出書
 - ・育児休業取得者申出書 等

協会けんぽ

※日本年金機構の事務処理後に、協会けんぽが被保険者証を発行・送付します(協会への申請書提出はありません)

- ・生活習慣病予防健診申込書 等
- ・特定健康診査受診券申請書 等
- ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
- ・療養費支給申請書
- ・**高額療養費**支給申請書
- ・**限度額適用認定**申請書
- ・**傷病手当金**支給申請書
- ・第三者等の行為による傷病(事故)届 等
- ・**出産手当金**支給申請書
- ・**出産育児一時金**支給申請書 等
- ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- ・埋葬料支給申請書 等

事業所に関すること

採用

健診

変更・訂正

給与・賞与

病気・けが

出産

育児休業

退職・死亡

日本年金機構

- ・新規適用届
- ・適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 等
- ・被保険者**資格取得**届
- ・健康保険**被扶養者(異動)**届 等
- ・被保険者氏名変更(訂正)届
- ・被保険者**住所変更**届 等
- ・被保険者報酬月額**算定基礎**届
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届 等
- ・産前産後休業取得者申出書 等
- ・育児休業取得者申出書 等
- ・被保険者**資格喪失**届 等

【提出・問合わせ先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)佐賀支部
 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
 佐賀中央第一生命ビル2F
 TEL 0952-27-0611

提出先 日本年金機構 福岡広域事務センター
 〒812-8579 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19
 福岡ファッションビル2階

問合わせ先 佐賀年金事務所 0952-31-4191
 唐津年金事務所 0955-72-5161
 武雄年金事務所 0954-23-0121

平成28年2月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	1 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (東庁舎) (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 延長相談 19時まで	16 鹿島市民会館 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24 有田町役場 (本庁舎) (予約)	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 延長相談 19時まで					

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』

0570-05-1165 (ナビダイヤル) へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は**03-6700-1165**にお電話ください。

受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の見話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の見話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成28年1月分保険料の納付期限は平成28年2月29日(月)です。